竹原市地方就職学生支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 若者の大学卒業時の本市への UIJ ターンの促進に資するため、本市及び広島県が共同 して実施する地方就職学生支援事業に関しては、広島県地方就職学生支援事業実施要領(令 和6年6月1日制定。以下「要領」という。)及び竹原市補助金等交付規則(昭和35年 規則第11号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業の概要)

第2条 東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)の大学を卒業して、広島県の企業に就業し本市に居住する予定の者が、地方就職学生支援金(「以下「支援金」という。)の要件を満たす場合に、本市と広島県が共同して支援金を交付する。

(交付の額)

第3条 経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した、卒業年度の6月1日以降の 採用面接にかかる往復交通費から、就業予定の企業等から支給された交通費を控除した額の 半額と16,000円のいずれか少ない額を1回分に限り交付する。なお、正式な内定日は 卒業年度の10月1日以降であるものとする。

(交付の要件)

- 第4条 申請時において、次の第1号及び第2号の要件を満たす申請者を対象とする。
 - (1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウの要件を満たすこと。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の、東京圏のうち条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)、又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学を卒業する見込みである。
- (イ) 大学の卒業年度において、条件不利地域を除く東京圏内に継続して在住している。
- イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 広島県内に本社又は事業所等が所在する企業に就職することが内定している。
- (イ) 卒業後に上記内定企業に就職し、本市に移住する者。
- ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 県公式就活応援 Go!ひろしま LINE に登録している。
- (4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。

- (ウ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶 者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する。
- (エ) その他本市又は広島県が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (2) 就業に関する要件

次に掲げるア及びイの要件を満たすこと。

ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務予定地が広島県内に所在する。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でない。
- (ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でない。
- (エ) 官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)でない。
- (オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でない。
- イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業予定である。
- (イ) 本市から通勤が可能な地域に所在する事業所等へ勤務する社員として採用予定である。

(交付の手続)

- 第5条 申請者は、第4条の要件を満たすことを確認した上で竹原市地方就職学生支援金交付申請書(別記様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 写真付き身分証明書
 - (2) 申請者が日本国籍を有しない者である場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を証明するもの。
 - (3) 東京圏内(条件不利地域を除く。)に在住していることを確認できる書類(住民票、運転免許証等)
 - (4) 在学証明書
 - (5) 竹原市地方就職学生支援金に係る内定証明書(別記様式第2号)
 - (6) 交付申請書に記載した交通費の領収書
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、申請書が受理された後に申請を取り下げる場合は、遅滞なく市長に地方就 職学生支援金申請取下書(別記様式第3号)を提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査して交付又は不交付を決定し、 決定した内容を竹原市地方就職学生支援金交付決定通知書(別記様式第4号)又は竹原市地 方就職学生支援金不交付決定通知書(別記様式第5号)により当該申請者に通知する。 (支援金の請求)

第7条 第6条の規定にする交付の決定を受けた者は、支援金の交付を受けようとするときは 竹原市地方就職学生支援金請求書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者は、紛失等によって竹原市地方就職学生支援金交付決定通知書の再交付を要する場合、市長に竹原市地方就職学生支援金交付決定通知書の再交付申請書(別記様式第7号)を提出して再交付手続を行い、申請を受理した市長は、内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに竹原市地方就職学生支援金交付決定通知書【再交付】(別記様式第8号)を申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

- 第9条 市長及び広島県知事は、地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認 するため、必要があると認めるときは、当該申請者に対し、事業に関する報告を求めること 及び立入調査を行うことができる。
- 2 市長は、申請日から5年が経過するまで、支援金の交付を受けた者(以下、「受給者」という。)の住居及び勤務地を、受給者に対し住居・勤務地等変更届出書(別記様式第9号)の提出を求めることにより定期的に確認し、次条に定める返還の要件に該当する場合は、受給者に対して返還請求手続を行うとともに、広島県にその旨を遅滞なく報告する。

(返還の要件)

- 第10条 市長は、受給者が返還要件に該当する場合、その全額又は半額の返還を請求する。 ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして本市及び広島 県が認めた場合はこの限りではない。
 - (1) 全額返還の要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- ア 虚偽の申請であることや、居住や就職活動の実績又は就業実態がないこと等が明らか となった場合
- イ 申請日から1年以内に、要件を満たす内定先企業へ就業しなかった場合
- ウ 申請日から1年以内に、本市に転入しなかった場合 (ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。)
- エ 就業日から1年以内に、要件を満たす職を辞した場合(ただし、本市に居住したままで、退職から3カ月以内に広島県内に本社又は事業所が所在する別の企業に転職した場合を除く。)
- オ 転入日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から3年未満で、本 市以外に住民票の異動(転出)をした場合
- (2) 半額返還の要件

転入日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から3年以上5年以内 で、本市から転出した場合

(返還の免除)

第11条 市長は、受給者が第10条に定める返還の要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、支援金の返還の免除を申請できるものとする。

(1) 免除の申請

受給者は、竹原市地方就職学生支援金の返還免除申請書(別記様式第10号)及び返還 免除を証する書類により市長に提出するものとする。

(2) 免除の要件

市長は、受給者から返還の免除申請があったときは、返還要件に該当するに至った原因が、雇用法人の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであると認められる場合、広島県の同意を得た上で、支援金の返還を免除できるものとする。

(3) 広島県の同意

第1号の申請を受理した市長は、返還免除の可否を決定後、竹原市地方就職学生支援金の返還免除等同意申請書(別記様式第11号)により、その決定内容について広島県の同意を求めるものとする。

(4) 免除決定等の通知

第1号の申請を受理した市長は、第3号による広島県の同意後、返還免除の可否に係る 決定内容を竹原市地方就職学生支援金返還免除承認通知書(別記様式第12号)又は竹原 市地方就職学生支援金返還免除不承認通知書(別記様式第13号)により当該申請者に通 知するものとする。

(5) 支援金の交付・返還に係る情報共有

本市は、支援金の申請情報、支援金受給者の就業先情報及び支援金返還対象者に関する情報について、速やかに広島県と共有することとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。